

三重大学（上浜）病態医科学研究棟 2階形成外科学改修電気設備工事

図面リスト

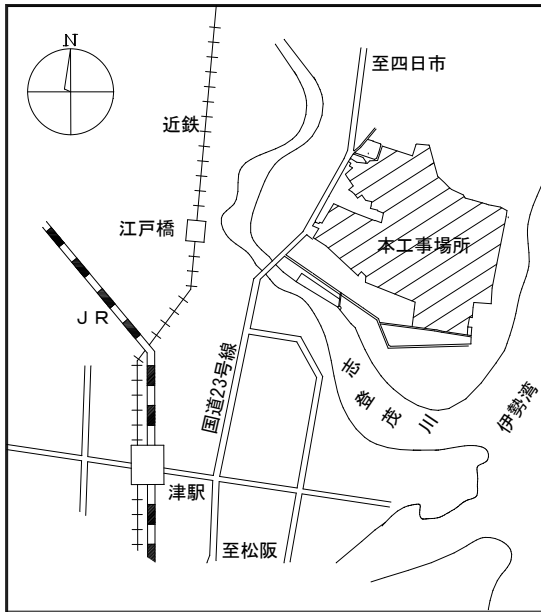
図面番号	図面名称	縮尺 (A3)
E-01	表紙・図面リスト	—
特-01	電気設備特記仕様書	—
E-02	案内図・配置図	1/4000
E-03	電灯設備 既設 2階平面図	1/100
E-04	電灯設備 改修後 2階平面図	1/100
E-05	コンセント設備 既設 2階平面図	1/100
E-06	コンセント設備 改修後 2階平面図	1/100
E-07	空調・換気電源設備 改修後2階平面図	1/100
E-08	盤結線図	—
E-09	動力設備 改修後平面図	1/200
E-10	弱電設備 既設 2階平面図	1/100
E-11	弱電設備 改修後 2階平面図	1/100
E-12	自動火災報知設備 既設 2階平面図	1/100
E-13	自動火災報知設備 改修後 2階平面図	1/100

三重大学（上浜）病態医科学研究棟2階形成外科学改修電気設備工事																																																																																																				
I 工事概要																																																																																																				
1. 工事場所	三重県津市江戸橋 2-174 (三重大学上浜団地構内)																																																																																																			
2. 完成期限	令和 8 年 1 2 月 2 5 日 (金)																																																																																																			
3. 建物概要	<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>病態医科学研究棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>模様替</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>S R</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>9 階</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築基準法による</td> <td>建築面積(m²)</td> <td>(1,282) m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ面積(m²)</td> <td>(9,804) m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第一の区分</td> <td>(6)イ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改修面積 (m²)</td> <td>151 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	建物名称	病態医科学研究棟			工種	模様替			構造	S R			階数	9 階			建築基準法による	建築面積(m ²)	(1,282) m ²		延べ面積(m ²)	(9,804) m ²		消防法施行令別表第一の区分	(6)イ			改修面積 (m ²)	151 m ²			備考																																																																			
建物名称	病態医科学研究棟																																																																																																			
工種	模様替																																																																																																			
構造	S R																																																																																																			
階数	9 階																																																																																																			
建築基準法による	建築面積(m ²)	(1,282) m ²																																																																																																		
	延べ面積(m ²)	(9,804) m ²																																																																																																		
消防法施行令別表第一の区分	(6)イ																																																																																																			
改修面積 (m ²)	151 m ²																																																																																																			
備考																																																																																																				
4. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工事種目</th> <th colspan="3">建物別及び屋外</th> </tr> <tr> <th>工</th> <th>事</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>●電灯設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●動力設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電気自動車用充電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電熱設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○雷保護設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○受変電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電力貯蔵設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●構内情報通信網設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●構内交換設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○情報表示設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○映像・音響設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○拡声設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○誘導支援設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○テレビ共同受信設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○駐車場管制設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防犯・入退室管理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●火災報知設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○構内配電線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●発生材処理</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事種目	建物別及び屋外			工	事	種 別	●電灯設備	一式			●動力設備	一式			○電気自動車用充電設備				○電熱設備				○雷保護設備				○受変電設備				○電力貯蔵設備				○発電設備				●構内情報通信網設備	一式			●構内交換設備	一式			○情報表示設備				○映像・音響設備				○拡声設備				○誘導支援設備				○テレビ共同受信設備				○監視カメラ設備				○駐車場管制設備				○防犯・入退室管理設備				●火災報知設備	一式			○中央監視制御設備				○構内配電線路				○構内通信線路				●発生材処理	一式		
工事種目	建物別及び屋外																																																																																																			
	工	事	種 別																																																																																																	
●電灯設備	一式																																																																																																			
●動力設備	一式																																																																																																			
○電気自動車用充電設備																																																																																																				
○電熱設備																																																																																																				
○雷保護設備																																																																																																				
○受変電設備																																																																																																				
○電力貯蔵設備																																																																																																				
○発電設備																																																																																																				
●構内情報通信網設備	一式																																																																																																			
●構内交換設備	一式																																																																																																			
○情報表示設備																																																																																																				
○映像・音響設備																																																																																																				
○拡声設備																																																																																																				
○誘導支援設備																																																																																																				
○テレビ共同受信設備																																																																																																				
○監視カメラ設備																																																																																																				
○駐車場管制設備																																																																																																				
○防犯・入退室管理設備																																																																																																				
●火災報知設備	一式																																																																																																			
○中央監視制御設備																																																																																																				
○構内配電線路																																																																																																				
○構内通信線路																																																																																																				
●発生材処理	一式																																																																																																			
5. 指定部分	●無 ○有 対象部分 () 部分) 指定部分工期 令和 年 月 日 () 完成																																																																																																			
6. 概成工期	●無 ○有 令和 年 月 日 (曜日) (第1編1.1.2)、[第1編1.1.2]																																																																																																			
II 工事仕様																																																																																																				
1. 共通仕様																																																																																																				
(1) 国立大学法人三重大学契約事務取扱細則及び、国立大学法人三重大学工事請負契約基準現場説明書、図面13枚及び本特記仕様書1枚によるほか、●印の付いたものを適用する。 ●公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。) ●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ●公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標準図」という。) ●文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。) ●文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。) ●工事写真撮影要領(令和5年9月)																																																																																																				
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。 なお、機械設備工事の特記仕様書は()図、建築工事の特記仕様書は()図による。																																																																																																				

2. 特記仕様																					
(1) 本特記仕様書の表記																					
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。																					
2) 項目に記載の(第編...)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																					
3) 項目に記載の[第編...]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																					
4) 項目に記載の<第編...>内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																					
項目	特記事項																				
○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(Vo= 34m/s) 地表面粗度区分(○Ⅰ ○Ⅱ ●Ⅲ ○Ⅳ) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域別表(32)																				
●電気保安技術者	この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。 <table border="1"> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> <tr> <td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>3. 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>8. 第2種電気工事士の資格を有する者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>●</td> </tr> </table>	項目名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●	2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	3. 第1種電気工事士の資格を有する者	●	4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●	5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●	6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●	7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●	8. 第2種電気工事士の資格を有する者	●	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	●
項目名	電気保安技術者																				
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●																				
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																				
3. 第1種電気工事士の資格を有する者	●																				
4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	●																				
5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	●																				
6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	●																				
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	●																				
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	●																				
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	●																				
●施工条件	<p>工事前電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。</p> <p>休日に工事を行う場合は、事前に監督職員に連絡の上、下記時間帯に施工する。 休日の施工可能時間 9:00~18:00 まで 停電作業は、休日(土、日、祝日)の9:00~18:00までとし、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。 学校行事による作業規制に協力すること。</p>																				
●電源周波数	○ 50Hz ● 60Hz																				
●発生材の処理等	発生材の処理は、下記による。 <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品名 _____</p> <p>2) 引渡し先 _____</p> <p>3) 集積場所 _____</p> <p>4) 集積方法 _____</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品名 _____</p> <p>2) 処理方法 _____</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1) 品名 _____</p> <p>2) 使用場所 _____</p> <p>(4) 再生資源化するもの</p> <p>1) 品名 _____</p> <p>(5) その他の発生材</p> <p>1) 品名 照明器具、コンセント等</p> <p>2) 処理方法 関係法令に基づき処分する</p>																				
●環境への配慮	<p>(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月閣議決定)」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。</p> <p>(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDFパーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びブスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。</p>																				

項目	特記事項																								
○機材の品質等	<p>(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○安定的な供給が可能であること。 ○法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○販売、保守等の営業体制を整えていること。 																								
○機材の検査等	<p>機材名の検査に伴う試験</p> <p>(第1編1.4.4~5) [第1編1.4.5~6]</p> <p>事前調査 (○本工事 ○別途) 調査項目 (○既存資料調査 ○) 調査範囲 (○図示 ○) 調査方法 (○図示 ○)</p> <p>監督職員が行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。</p> <table border="1"> <tr> <th>機材名</th> <th>検査</th> <th>試験</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	機材名	検査	試験	摘要																				
機材名	検査	試験	摘要																						
○施工調査	<p>(第1編1.5.1~3)</p> <p>下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工部分</th> <th>検査</th> <th>立会</th> <th>試験</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>停電を伴う工事</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工部分	検査	立会	試験	摘要	停電を伴う工事		●																
施工部分	検査	立会	試験	摘要																					
停電を伴う工事		●																							
●施工の検査等	<p>工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>体裁等</th> </tr> <tr> <td>●完成図</td> <td>CADデータ(電子納品)及び電子データ</td> </tr> <tr> <td>○"</td> <td>原図 ○A1版(部) ○A3版(部)</td> </tr> <tr> <td>○"</td> <td>複写図 2つ折り製本(A4版厚紙表紙金文字入り)(部)</td> </tr> <tr> <td>○"</td> <td>複写図 2つ折り複製本○A1版(1部) ●A3版(2部)</td> </tr> <tr> <td>●保全に関する資料</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> <tr> <td>●機器完成図、説明書、計算書</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> <tr> <td>●機器性能試験成績書</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> <tr> <td>●官公署届出書類(写)</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> <tr> <td>●工事写真</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> <tr> <td>●負荷設備台帳</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> <tr> <td>●工事に関する書類</td> <td>●紙媒体(1部) ●電子データ</td> </tr> </table> <p>※紙媒体はA4版ファイル綴じ、電子データはPDF形式とする。 ※工事に関する書類とは、施工計画書、施工要領書、納入仕様書、工事連絡書、打合せ議事録、週間及び月間工程表、進捗状況報告書、安全に関する書類、廃棄物管理票の写し、契約に関する書類、その他監督職員が指示する書類を示す。 電子納品は次による。 (1) 貸与する設計図CADデータの著作権者: 三重大学 ファイル形式: JWW 貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図作成のため以外に使用しないこと。 (2) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。 (3) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。 (4) 提出方法及びファイル形式は以下による。 CADデータ: JWW、DXF及びPDF 提出方法: CD又はDVDに保存し、1部提出する。</p>	名称	体裁等	●完成図	CADデータ(電子納品)及び電子データ	○"	原図 ○A1版(部) ○A3版(部)	○"	複写図 2つ折り製本(A4版厚紙表紙金文字入り)(部)	○"	複写図 2つ折り複製本○A1版(1部) ●A3版(2部)	●保全に関する資料	●紙媒体(1部) ●電子データ	●機器完成図、説明書、計算書	●紙媒体(1部) ●電子データ	●機器性能試験成績書	●紙媒体(1部) ●電子データ	●官公署届出書類(写)	●紙媒体(1部) ●電子データ	●工事写真	●紙媒体(1部) ●電子データ	●負荷設備台帳	●紙媒体(1部) ●電子データ	●工事に関する書類	●紙媒体(1部) ●電子データ
名称	体裁等																								
●完成図	CADデータ(電子納品)及び電子データ																								
○"	原図 ○A1版(部) ○A3版(部)																								
○"	複写図 2つ折り製本(A4版厚紙表紙金文字入り)(部)																								
○"	複写図 2つ折り複製本○A1版(1部) ●A3版(2部)																								
●保全に関する資料	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
●機器完成図、説明書、計算書	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
●機器性能試験成績書	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
●官公署届出書類(写)	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
●工事写真	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
●負荷設備台帳	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
●工事に関する書類	●紙媒体(1部) ●電子データ																								
○石綿含有材料の事前調査	<p>(第1編1.8.2~3)</p> <p>工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。</p>																								
●足場その他	<p>(第1編2.1.1) [第1編2.2.2]</p> <p>●別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場(○種) ○種 ○外部足場(○種) ○種</p>																								
○発生残土の処理	<p>(第1編2.2.1) [第1編2.3.1]</p> <p>○埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に数均しとする。</p>																								
●金属管の塗装及び仕上げ	<p>(第1編2.7.1) [第1編2.8.1]</p> <p>次の露出配管は、塗装を行う。 ●屋内(EPS 機械室、電気室を除く全ての箇所) ●屋外(全ての箇所) ●屋外に敷設する露出配管で溶融亜鉛メッキ仕上げを使用する場合は付着量300g/m²以上とする。</p>																								

項目	特記事項																																										
●耐震措置	<p>設備機器の固定は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損などが生じないようにする。 ①設計用水平地震力 機器の重量[kN]に設計用水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用水平地震度は、次による。 設計用標準水平地震度</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">●特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上 及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防護支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防護支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防護支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層階、13階以上の場合は上層階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類には燃料小出タンクを含む。 ・重要機器は次のものを示す。 ○配電盤 ○発電装置(防災用) ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置 ○交換機 ○自動火災報知受信機 ○中央監視装置 ○ ○</p> <p>②設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (2) 横引き配管等の耐震指示は、施設の種類に応じたものとする。</p>	機器種別	●特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上 及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地階・1階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
機器種別	●特定の施設		○一般の施設																																								
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階 屋上 及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																						
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																						
中間階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																						
	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																						
地階・1階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																						
	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																						
○既存躯体への穿孔	<p>(第1編2.11.1~5)</p> <p>はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、下記による。 ○走査式埋設物調査 ○放射線透過検査</p>																																										
●電気工事士	<p>最大電力500[kW]以上の場合においても、電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく有資格者により施工を行う。</p>																																										
●フラッシュプレート	<p>フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、(○金属製(ステンレス、新金属を含む) ●樹脂製)とする。</p>																																										
●電線の色別	<p>(第2編2.1.3) [第2編2.1.4]</p> <p>配線及び主回路の導体の色別は、次による。 ●標準仕様書による。 ○配線及び主回路の導体の色別は、下記による。</p> <table border="1"> <tr> <th>電気方式</th> <th>第1相</th> <th>第2相</th> <th>第3相</th> <th>中性相</th> </tr> <tr> <td>高圧 三相3線式</td> <td>赤</td> <td>白</td> <td>青</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低圧 三相3線式</td> <td>赤</td> <td>接地側 白</td> <td>黒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤</td> <td>青</td> <td>黒白</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単相2線式</td> <td>赤(青)</td> <td>接地側 白</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単相3線式</td> <td>赤</td> <td>青</td> <td></td> <td>白</td> </tr> <tr> <td>直流2線式</td> <td>青白</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 分岐回路の色別 分岐前の色別による。 (2) 発電回路の第2相 接地側の電線の色は黄色とする(無停電回路含む) (3) 切替回路の2次側 規定しない。 (4) 漏電遮断器回路の接地 専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。</p> <p>共通事項 配線(1)~(4)による。 ア) 左右の別は、左からとする。 イ) 上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。 ウ) 遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。</p>	電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相	高圧 三相3線式	赤	白	青		低圧 三相3線式	赤	接地側 白	黒		赤	青	黒白		単相2線式	赤(青)	接地側 白			単相3線式	赤	青		白	直流2線式	青白											
電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相																																							
高圧 三相3線式	赤	白	青																																								
低圧 三相3線式	赤	接地側 白	黒																																								
	赤	青	黒白																																								
単相2線式	赤(青)	接地側 白																																									
単相3線式	赤	青		白																																							
直流2線式	青白																																										
備考	<p>(a) 配電盤類については、次による。 (1) 左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。 (2) 三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は、分岐前の色別による。 (3) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。 (b) 屋外架空配線の色別は、本表によらなくてよい。 (c) 接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。</p> <p>図面に特記なき場合は、工事区分表による。</p>																																										
●特殊場所	<p>(第2編2.1.1~9)</p> <p>特殊場所は下記による。</p> <table border="1"> <tr> <th>特殊場所の内容</th> <th>適用する場所</th> <th>危険場所の種別</th> <th>危険物の種類</th> </tr> <tr> <td>●湿気の多い場所</td> <td>地下ビット内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○気密性を要する場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ガス蒸気危険場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○粉じん危険場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○危険物等貯蔵場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○腐食性ガスのある場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○爆発を受けるおそれのある場所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●塩害を受けるおそれのある場所</td> <td>屋外・屋上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	特殊場所の内容	適用する場所	危険場所の種別	危険物の種類	●湿気の多い場所	地下ビット内			○気密性を要する場所				○ガス蒸気危険場所				○粉じん危険場所				○危険物等貯蔵場所				○腐食性ガスのある場所				○爆発を受けるおそれのある場所				●塩害を受けるおそれのある場所	屋外・屋上								
特殊場所の内容	適用する場所	危険場所の種別	危険物の種類																																								
●湿気の多い場所	地下ビット内																																										
○気密性を要する場所																																											
○ガス蒸気危険場所																																											
○粉じん危険場所																																											
○危険物等貯蔵場所																																											
○腐食性ガスのある場所																																											
○爆発を受けるおそれのある場所																																											
●塩害を受けるおそれのある場所	屋外・屋上																																										

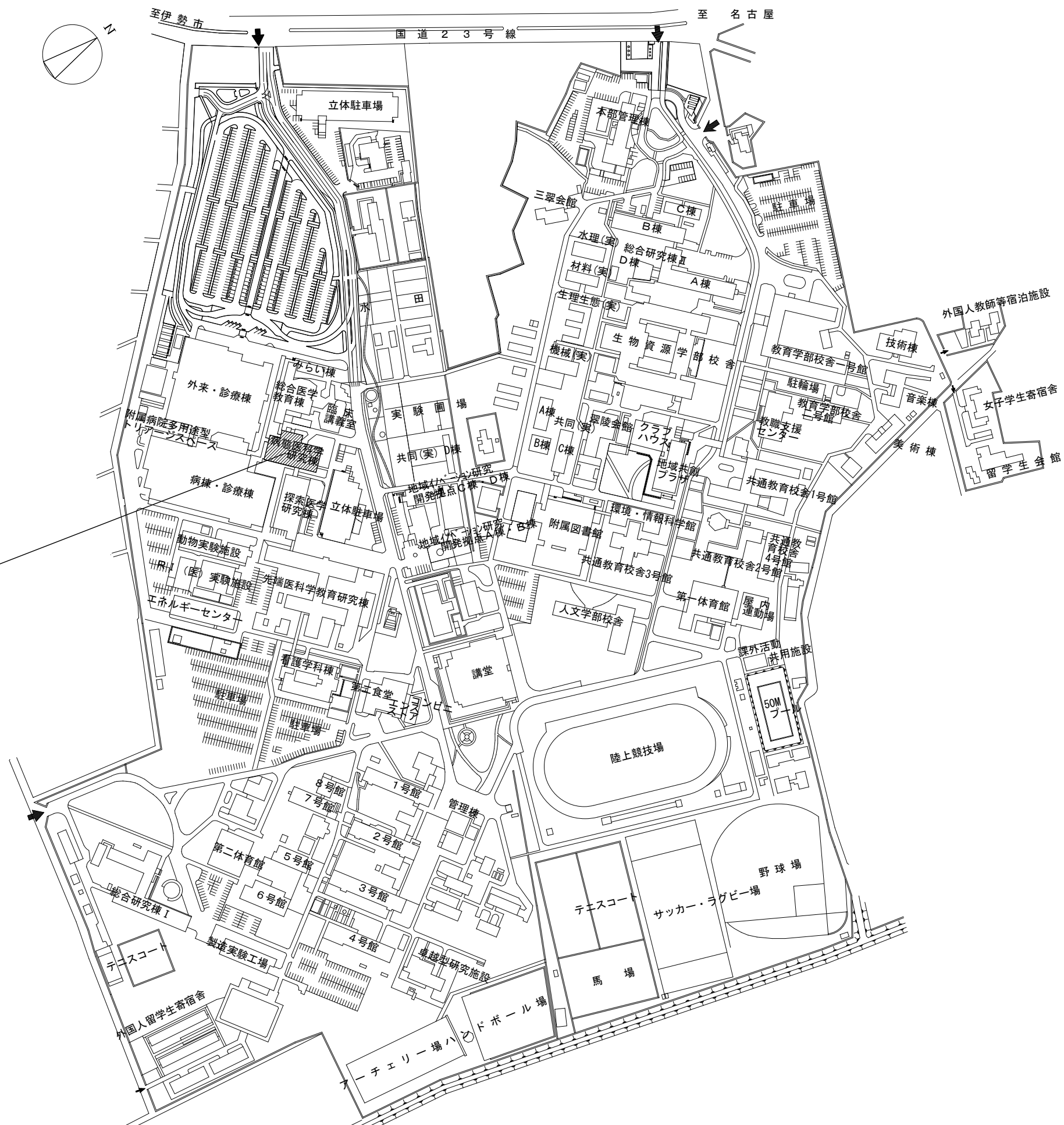


本工事場所
津市栗真町屋町1577
(三重大学上浜団地構内)

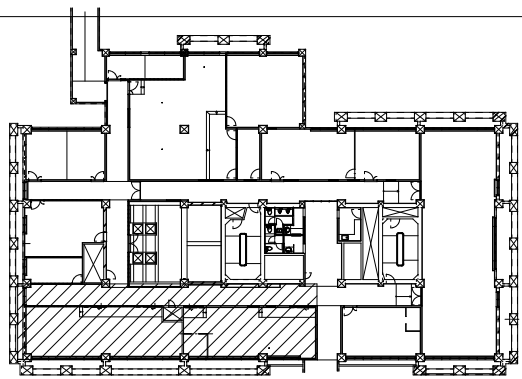
案内図

本工事建物 医学部病態医科学研究棟

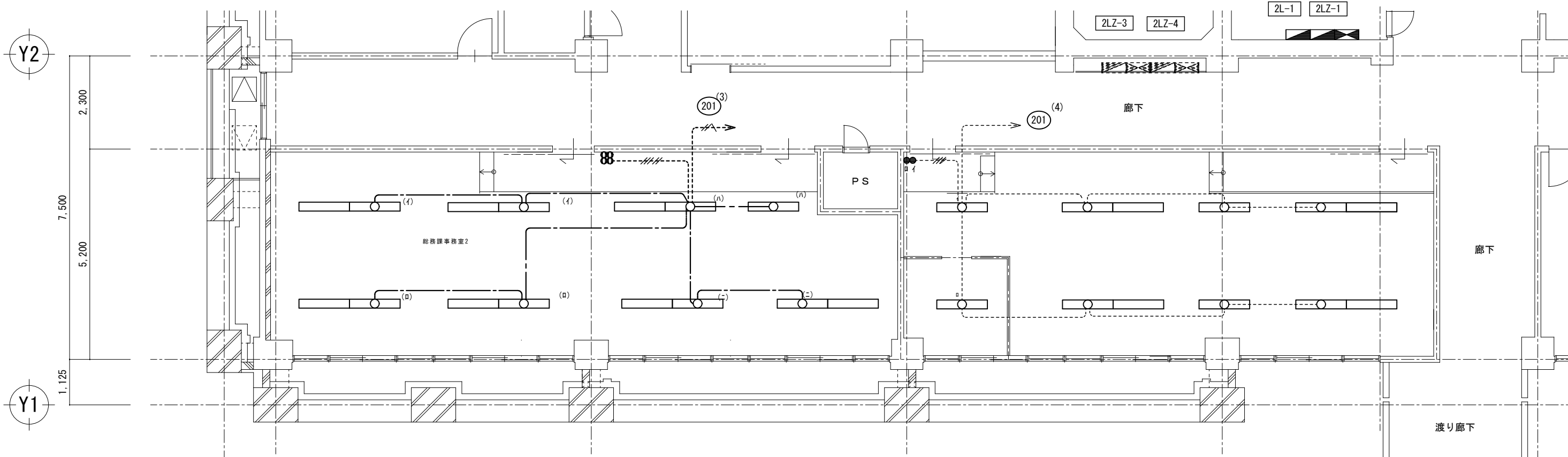
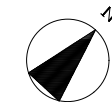
本工事建物



ARTS	1級建築士 第一-277306-号 平野 信義	工事名	三重大学(上浜)病態医科学研究棟2階形成外科学改修電気設備工事	令和8年5月	三 重 大 学	図面番号 E-02
		図面名称	案内図・配置図	縮尺		



KEY PLAN

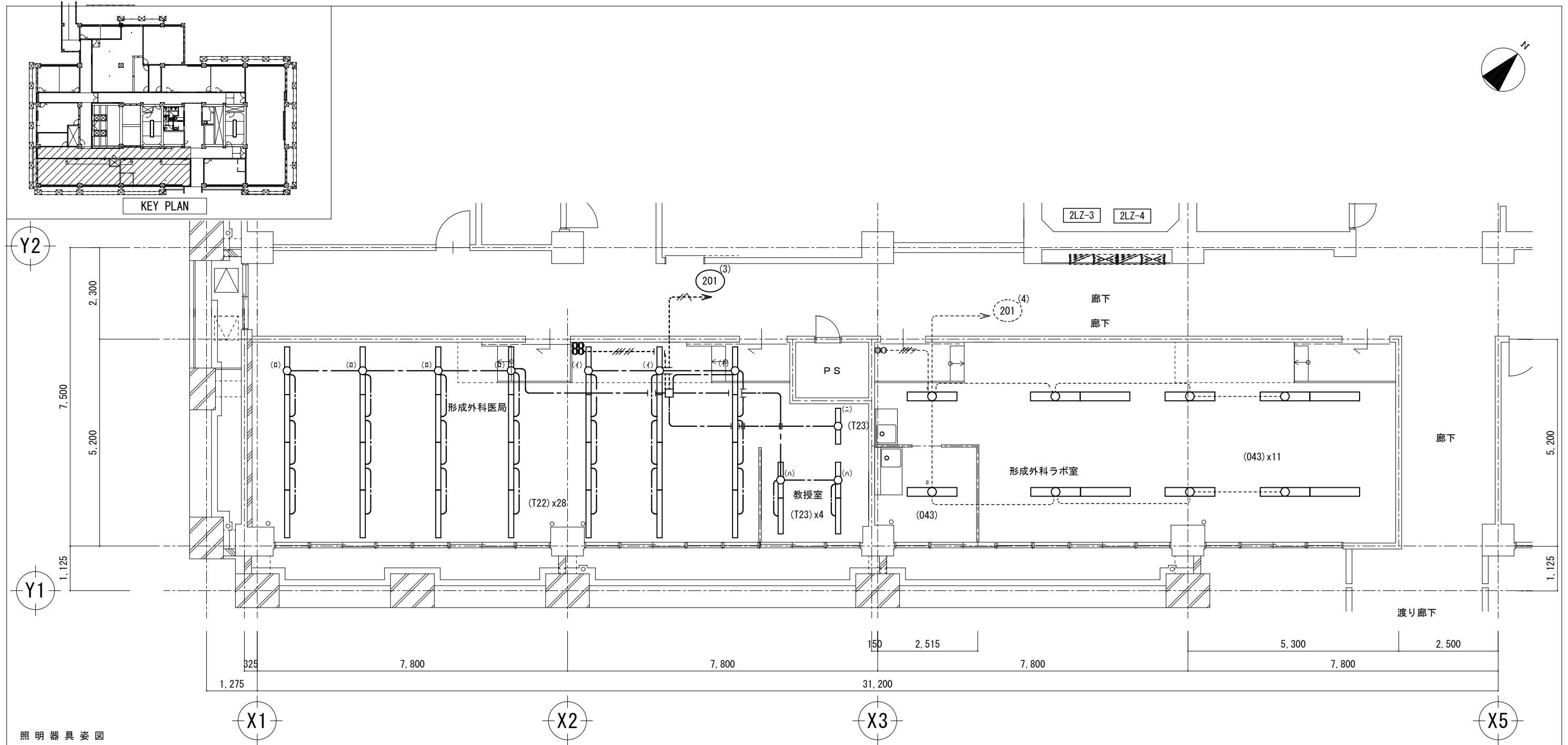


既設 電灯設備配線図 S=1/100 (A3)

- 1・特記なき配管配線は下記による。
- : EM-EEF1.6-3C(1C=E) 撤去
 - : EM-EEF1.6-3C
 - : EM-EEF1.6-3C+2C
- 回路番号 (no)⁽³⁾ = 2LZ-3 (no)⁽⁴⁾ = 2LZ-4
- 破線-----既設を示す。

凡例		
記号	名称	備考
	電灯分電盤	既設
	埋込型照明器具 FHF32W x 2	更新
	タンブラスイッチ 1P15Axn	既設のまま
	タンブラスイッチ 1P15A, L付	既設のまま
	空調換気扇	機械設備工事

器具リスト				
室名	型式	ランプ	台数	備考
総務課事務室2	埋込灯	FHF32Wx2	15	撤去
総務課事務室1	埋込灯	FHF32Wx2	12	撤去



照明器具姿図

LED 直付灯			LED 直付灯			LED 埋込灯		
T22	LED 21.7W 3300lm	L:1200	T23	LED 23W 3350lm	L:900	043	LED 46W以下 65000lm以上7200lm以下	
品番	(参考型番) NNFL41200LR9		品番	(参考型番) NNFL50900LR9		品番	LRS3-4-65 (リニエ-7ルタイフ)	

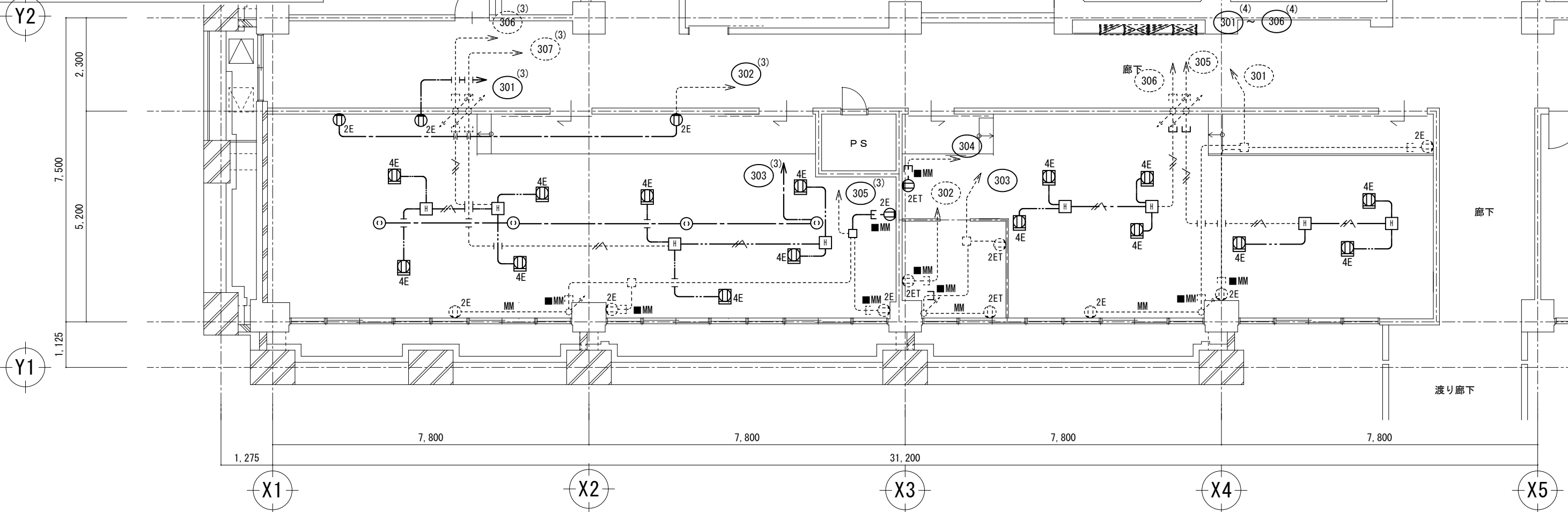
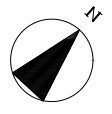
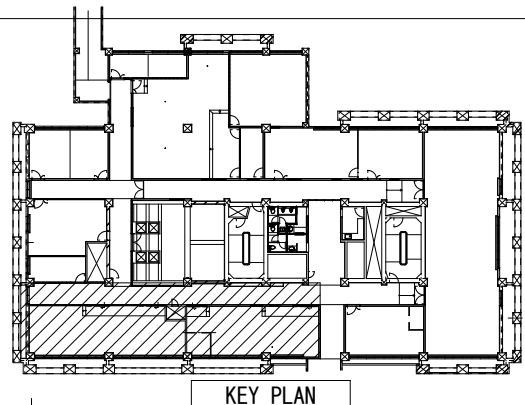
改修後 電灯設備配線図 S=1/100 (A3)

1・特記なき配管配線は下記による。

- : EM-EEF1.6-3C(1C-E)
- : EM-EEF1.6-2C (PF16)
- : EM-EEF1.6-3C (PF16)
- 回路番号 (no)⁽³⁾ = 2LZ-3 (no)⁽⁴⁾ = 2LZ-4
- 破線-----既設を示す。
- 天井内ころがし配線とする。但し壁内配管保護のこと。

凡例

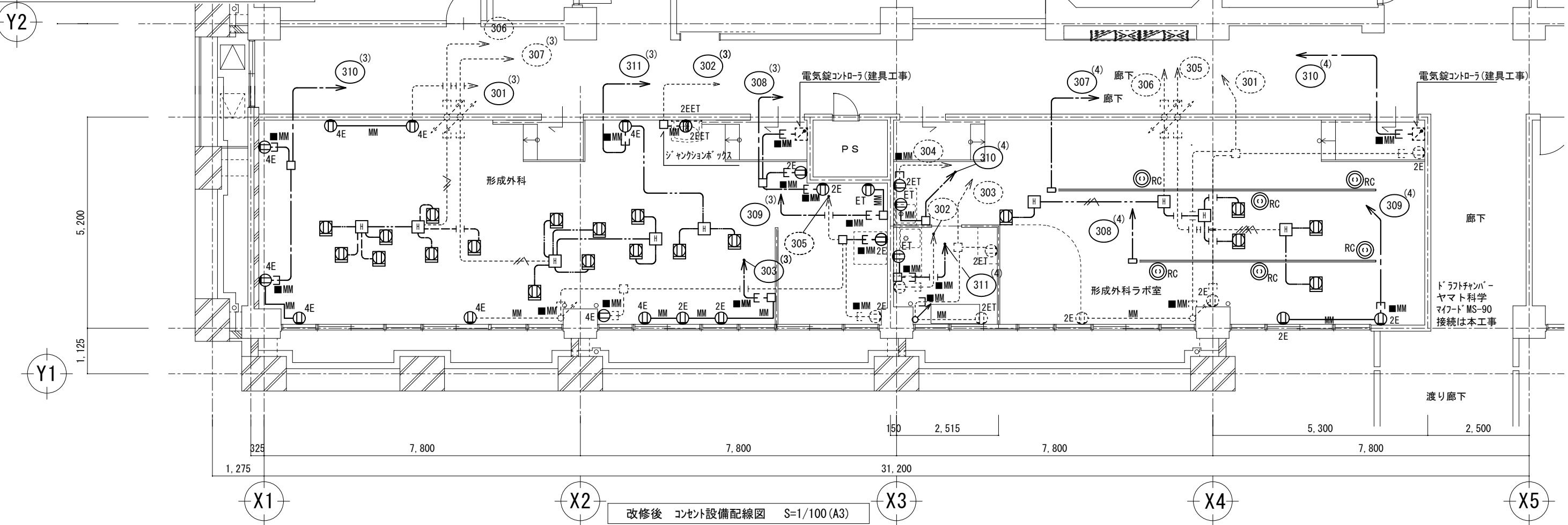
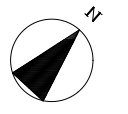
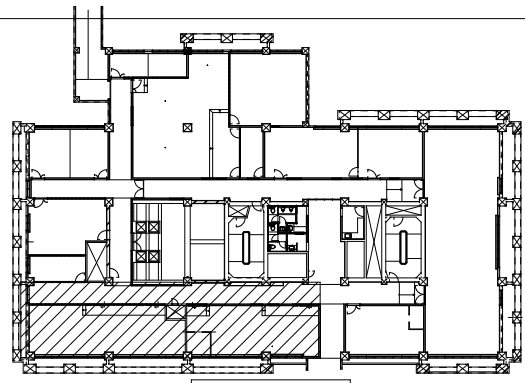
記号	名称	備考
	電灯分電盤	既設
	LED照明器具	埋込型
	LED照明器具	露出型
	LED照明器具	露出型
	1P15Aスイッチ	
	空調換気扇	機械設備工事



既設 コンセント設備配線図 S=1/100 (A3)

- 1・特記なき配管配線は下記による。
- : EM-EEF2.0-3C(1C=E) 撤去
 - / ——— : EM-EEF2.0-3C(1C=E) OAフロア内 撤去
 - MM ——— : EM-EEF2.0-3C(1C=E) 1種金属線び (A型)
 - E ——— MM : 立下げ1種金属線び (A型)
 - 破線 ——— : 既設を示す。
 - 回路番号 (no)⁽³⁾ = 2LZ-3 (no)⁽⁴⁾ = 2LZ-4

凡例		
記号	名称	備考
	電灯分電盤	既設
	壁付コンセント 2P15Ax2, 接地極付	
	壁付コンセント 2P15Ax2, 接地極, 接地端子付	
	天井付コンセント 2P15Ax2	抜け止め
	OA用コンセント 2P15Ax4, 接地極付	
	ハネジョイント	2分岐
実線表記=撤去を示す。 破線表記=既設のままを示す。		



改修後 コンセント設備配線図 S=1/100 (A3)

1・特記なき配管配線は下記による。

- : EM-EEF2.0-3C(1C-E)
- : EM-EEF2.0-3C(1C-E) 0Aフロア内
- MM : EM-EEF2.0-3C(1C-E) 1種金属線び (A型)
- : 配線外 2P20A・E付
- E MM : 立下げ1種金属線び (A型)
- 破線 ----- : 既設を示す。
- 回路番号 (no)⁽³⁾ = 2LZ-3 (no)⁽⁴⁾ = 2LZ-4

凡例

記号	名称	備考
	電灯分電盤	既設
	壁付コンセント 2P15Ax2, 接地極付	
	壁付コンセント 2P15Ax4, 接地極付	
	壁付コンセント 2P15Ax2, 設置端子付	
	壁付コンセント 2P15Ax2, 接地極, 接地端子付	
	壁付コンセント 2P15Ax1, 接地端子付	
	0A用コンセント 2P15Ax4, 接地極付	コード3M付
	ジャンクションボックス	
	ハネジョイント	2分岐
	リレーコンセントラック 2PE15Ax2	抜け止め
実線表記=新設を示す。 破線表記=既設のままを示す。		

ARTS

1級建築士 第-277306-号
平野 信義

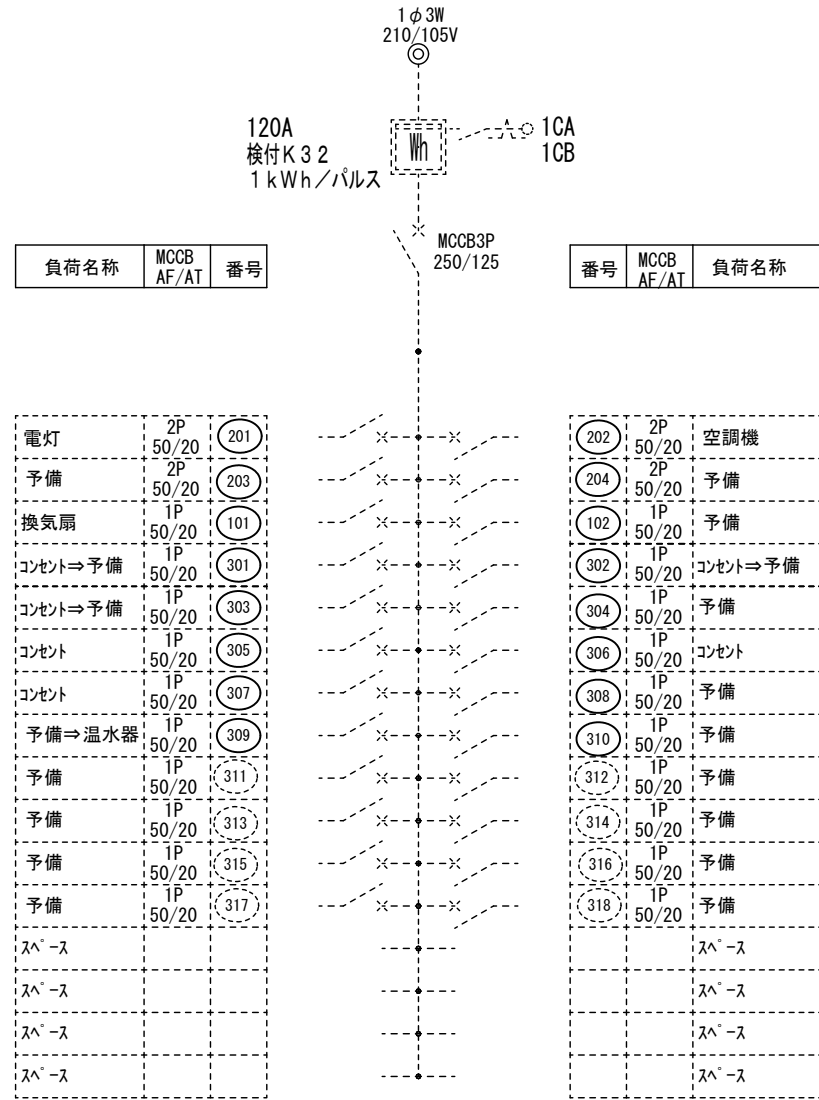
工事名 三重大学(上浜)病態医学研究棟2階形成外科学改修電気設備工事
図面名称 改修後 コンセント設備配線図

令和8年5月
縮尺 1/4000 (A3)

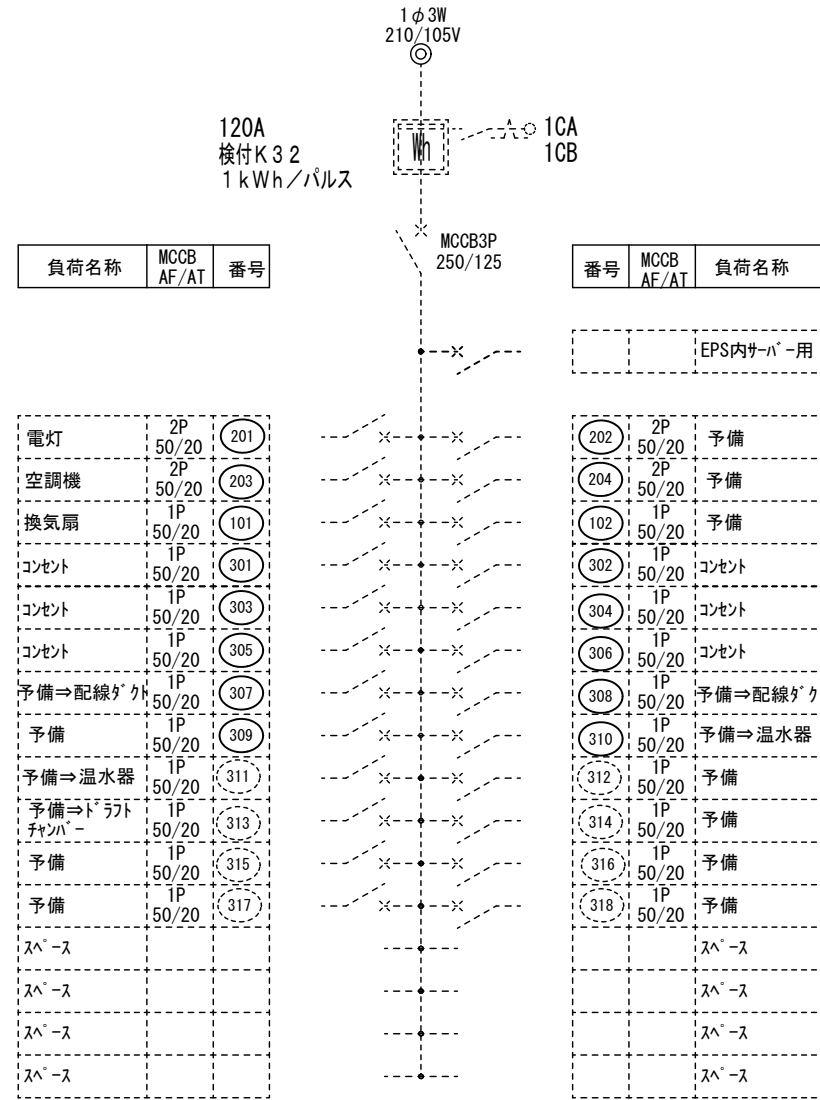
三 重 大 学

図面番号
E-06

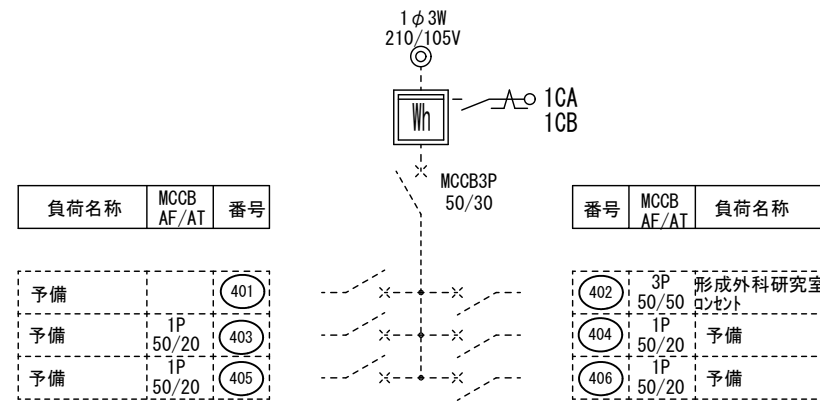
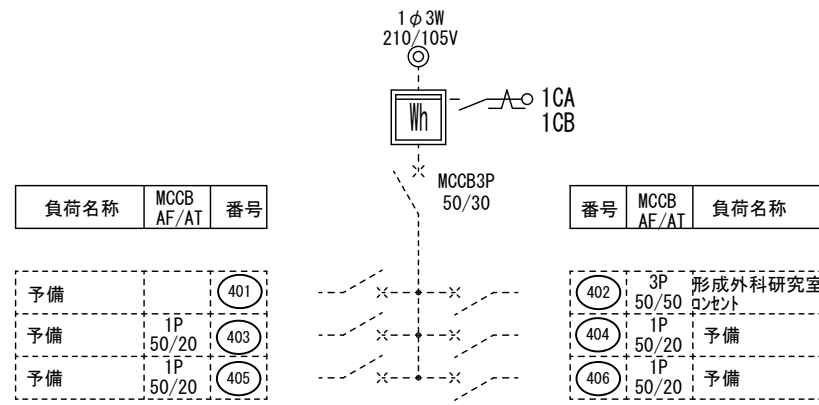
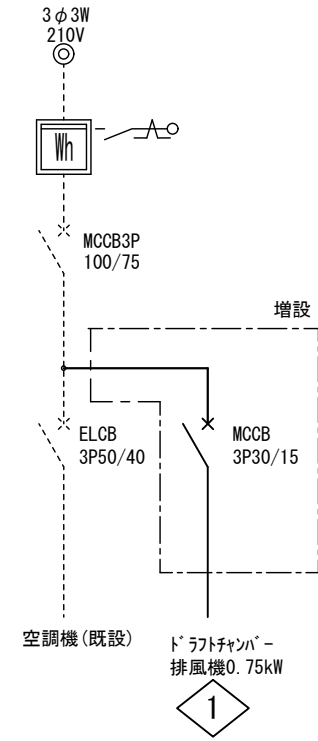
2LZ-3

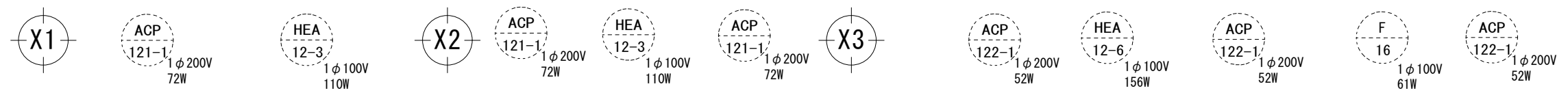
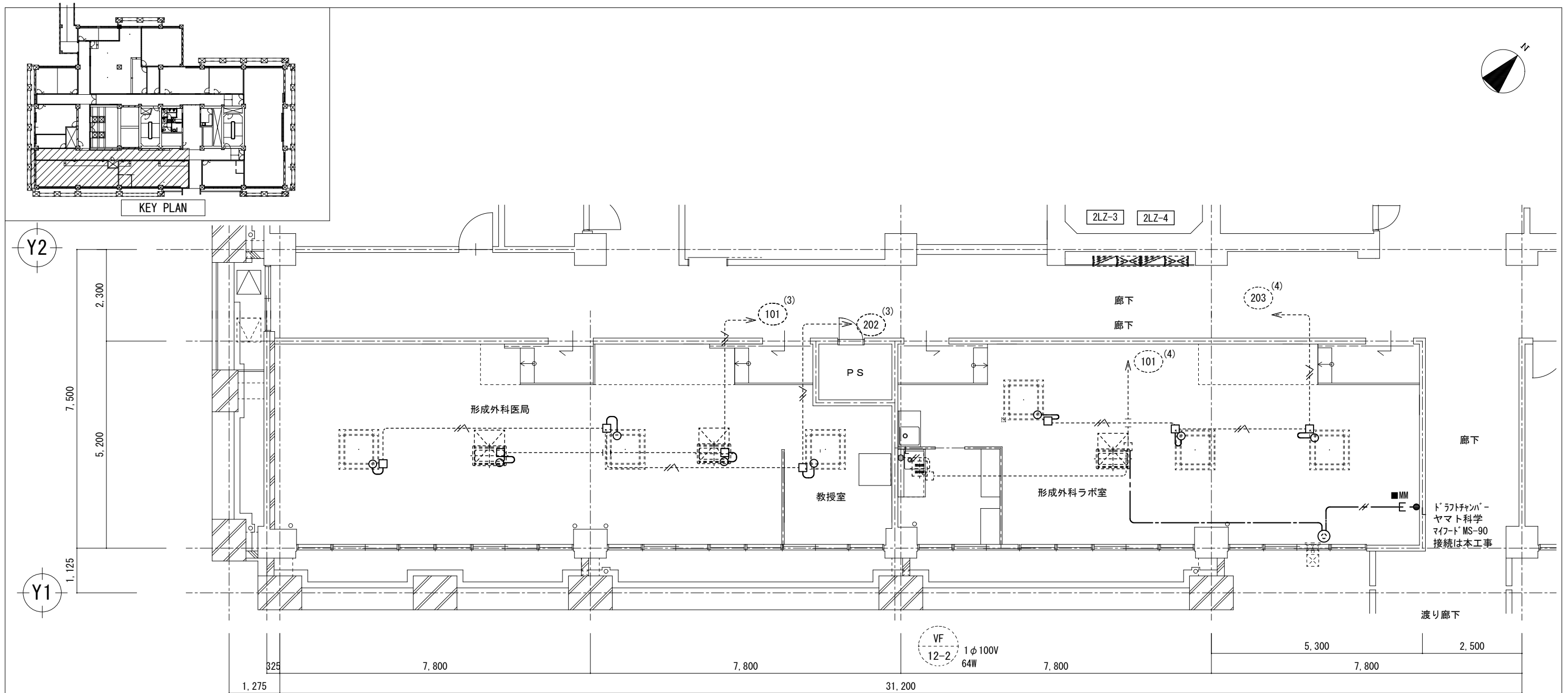


2LZ-4



2MZ-4

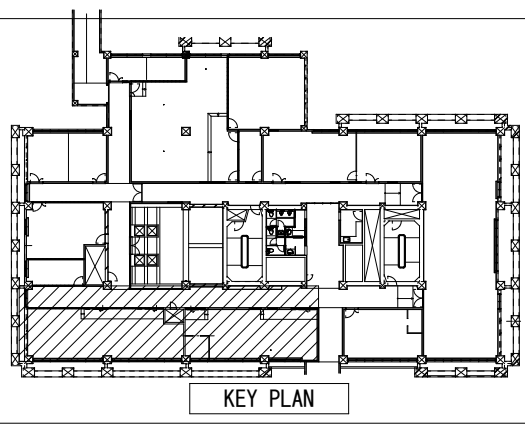
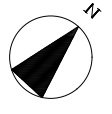




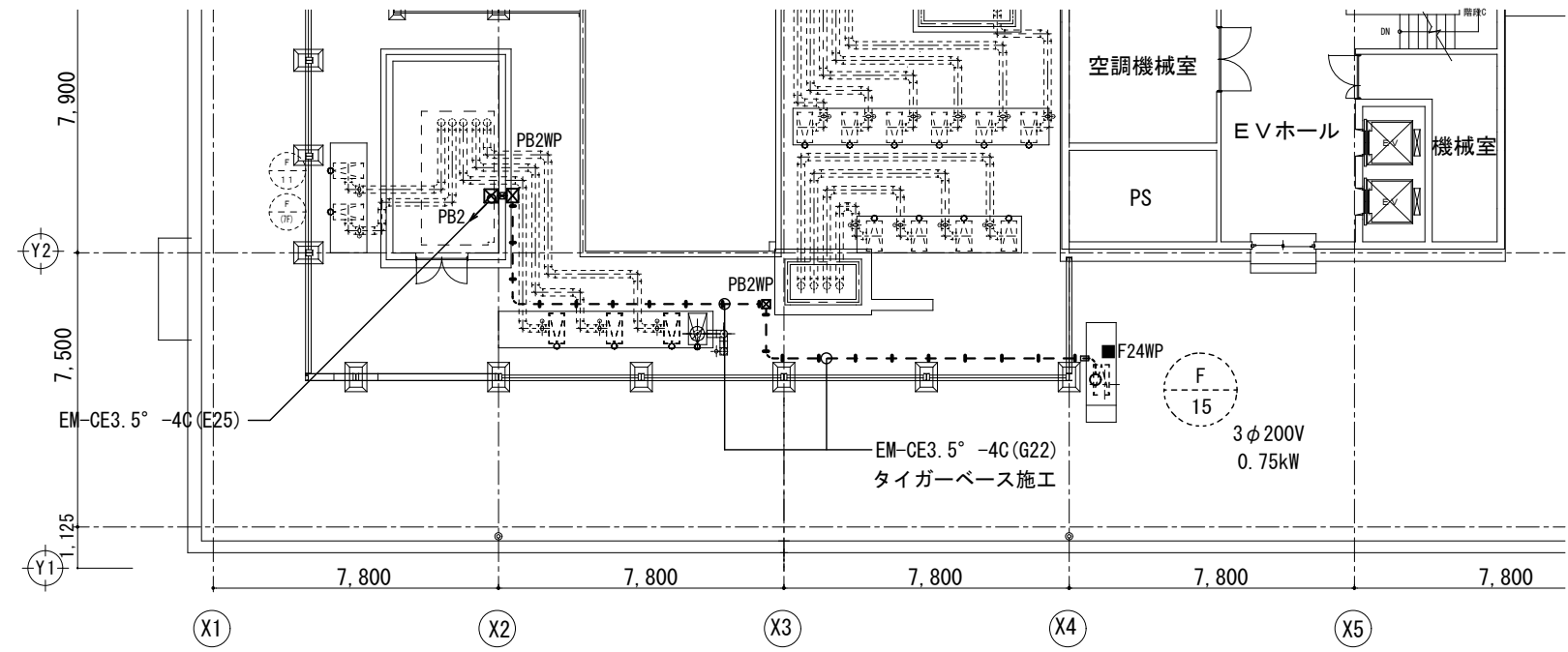
改修後 空調・換気電源配線図 S=1/100 (A3)

- 1・特記なき配管配線は下記による。
- : EM-EEF1.6-3C(1C=E) 既設配線
 - : EM-EEF1.6-2C 既設配線
 - : EM-EEF2.0-3C(1C=E) 既設配線
 - : EM-EEF1.6-3C(1C=E)
 - : EM-EEF1.6-2C
 - E MM : 立下げ1種金属線び (A型)
- 天井内ころがし配線とする。但し壁内配管保護のこと。
- 空調・換気機器更新に伴い既設機器への離線・再接続を行う。
- 機器更新に伴い各機器接続用EEF1.6-3C 1.0M程度見込むこと。

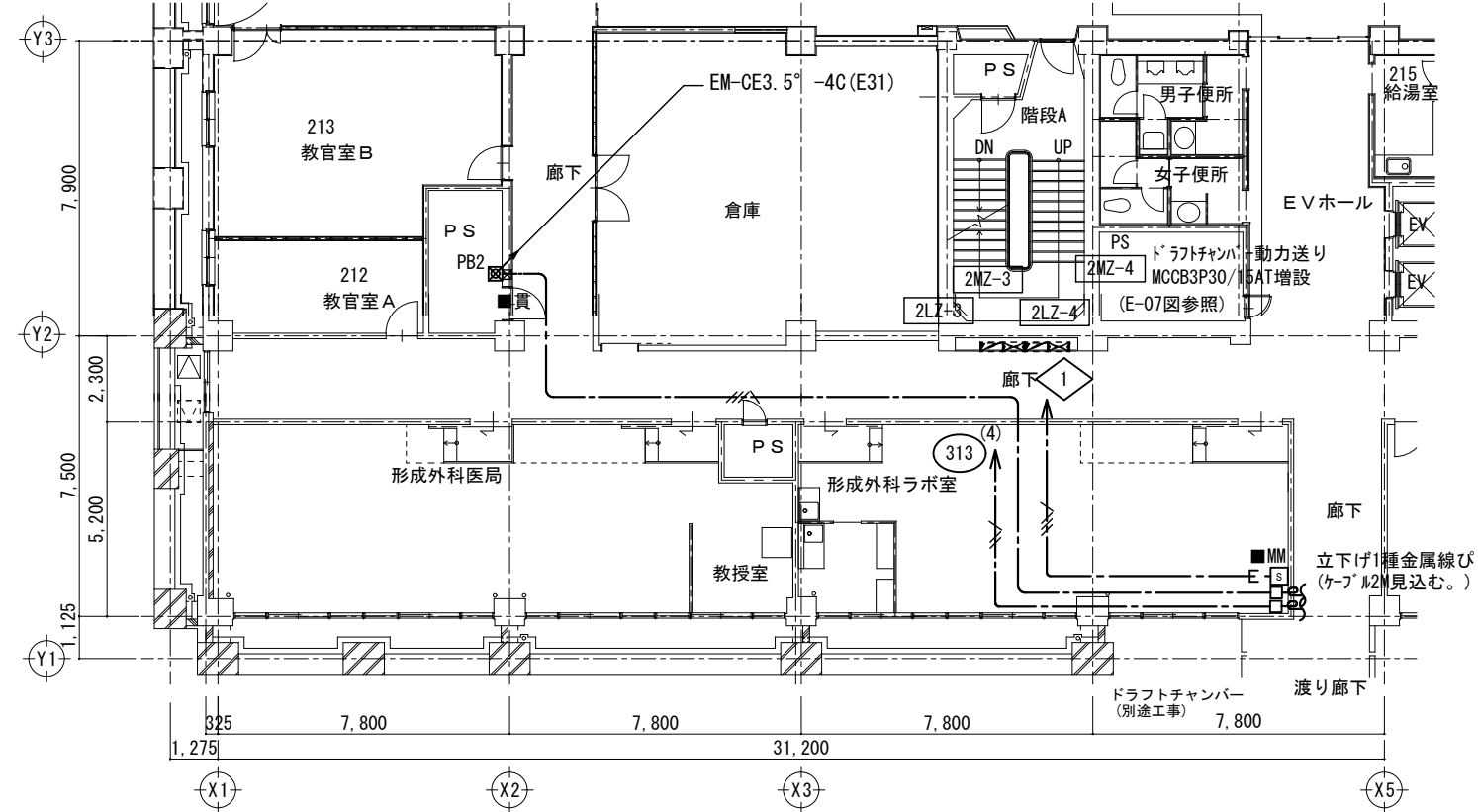
凡例		
記号	名称	備考
	電灯分電盤	既設
	3Pラスイッチ 1P15A, L付	
	天井付コンセント 2P15A, 接地極付	
	有圧換気扇	機械設備工事
	空調換気扇	機械設備工事
	空調機	機械設備工事



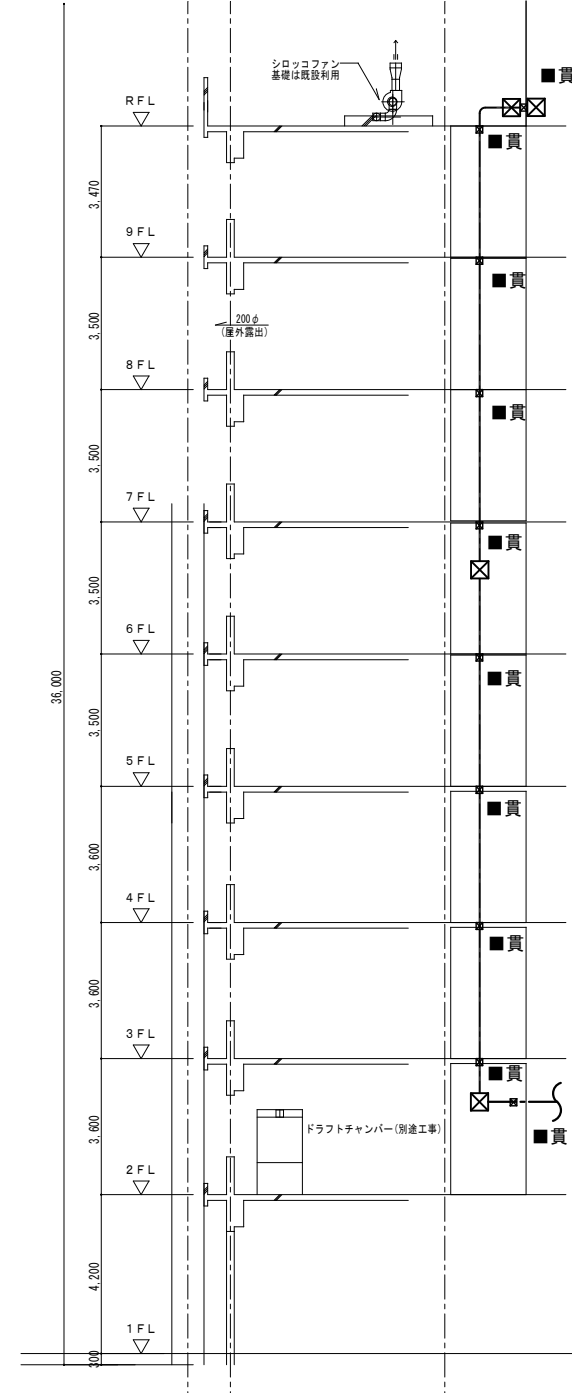
KEY PLAN



改修後R階 動力設備配線図 1/200



改修後2階 動力設備配線図 1/200



断面図

記号	名称	備考
	電灯分電盤 動力盤	既設
	手元開閉器 (ケースブレーカー)	3P30A
	ブルボックス PB2=200x200x200	WP=SUS・防水
	コア抜き (防火区画貫通処理)	φ50
	ドラフト用排気ファン	機械設備工事

- 1・特記なき配管配線は下記による。
- : EM-EEF2.0-3C(1C=E)
 - : EM-CE3.5°-4C
 - =露出配管
 - E-MM =立下げ部1種金属線び (B型)
 - F30WP =二種金属製可とう電線管使用箇所 (L'ニル被覆・WP)
 - F24WP =二種金属製可とう電線管使用箇所 (L'ニル被覆・WP)

F-15	ドラフト用排気ファン	形式	直動式FRPP製シロッコファン インバーター搭載モーター	3-200	0.75kW	1	RF屋上
機械設備工事	CES-101V	風量	900 m ³ /h 550 Pa				※基礎は既設コンクリート基礎を利用
		付属品	防振架台、ベンチレーター、他一式共				

ARTS

1級建築士 第-277306-号
平野 信義

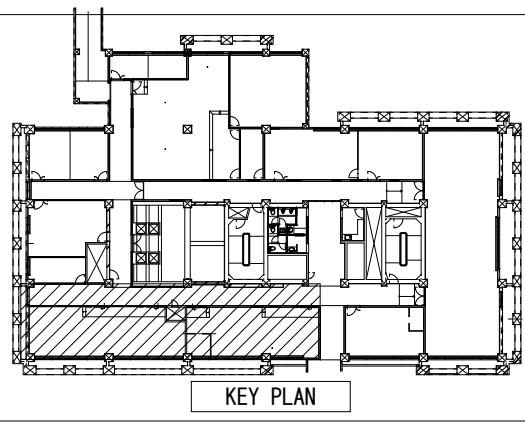
三 重 大 学

工事名 三重大学(上浜)病態医科学研究棟2階形成外科学改修電気設備工事
図面名称 改修後動力設備配線図

令和8年3月
縮尺 1/200 (A3)

部長 課長 副課長(施設担当) 担当者

図面番号 E-09



教官室 B

教官室 A

女子便所

階段 A

EVホール

2T-1

Y2

Y1

2,300

7,500

5,200

1,125

既設 弱電設備配線図 1/100 (A3)

1・特記なき配管配線は下記による。

	: EM-BT1EE0. 4-2P	撤去
	: EM-UTP0. 5-4P Cat5e	撤去
	: EM-S-5C-FB	既設のまま
	OA707内 既設配線	
	立下げ部1種金属線び (A型)	
OA707内既設配線は改修後レイアウトにより配線替えとする。		
破線 ----- 既設を示す。		

凡例

記号	名称	備考
	端子盤	既設
	壁付電話コンセント	既設
	壁付情報コンセント	
	テレビコンセント	既設
	電話用モジュラージャック	既設移設
	立下げ部1種金属線び (A型)	
破線 ----- 既設のままを示す。実線 今回工事を示す。		

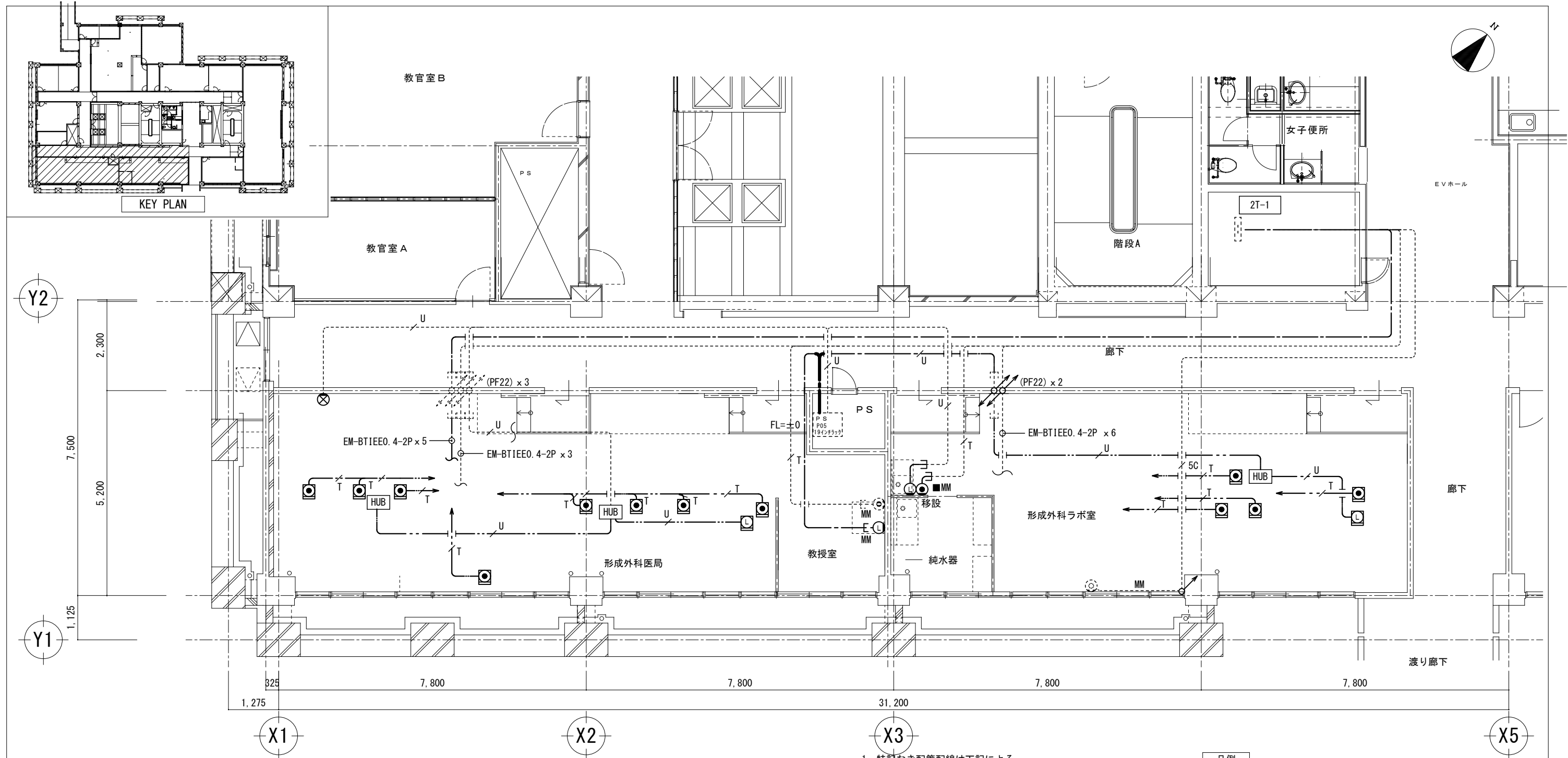
ARTS 1級建築士 第-277306-号
平野 信義

工事名 三重大学(上浜)病態医学研究棟2階形成外科学改修電気設備工事
図面名称 既設 弱電設備配線図

令和8年5月
縮尺 1/100 (A3)

三 重 大 学

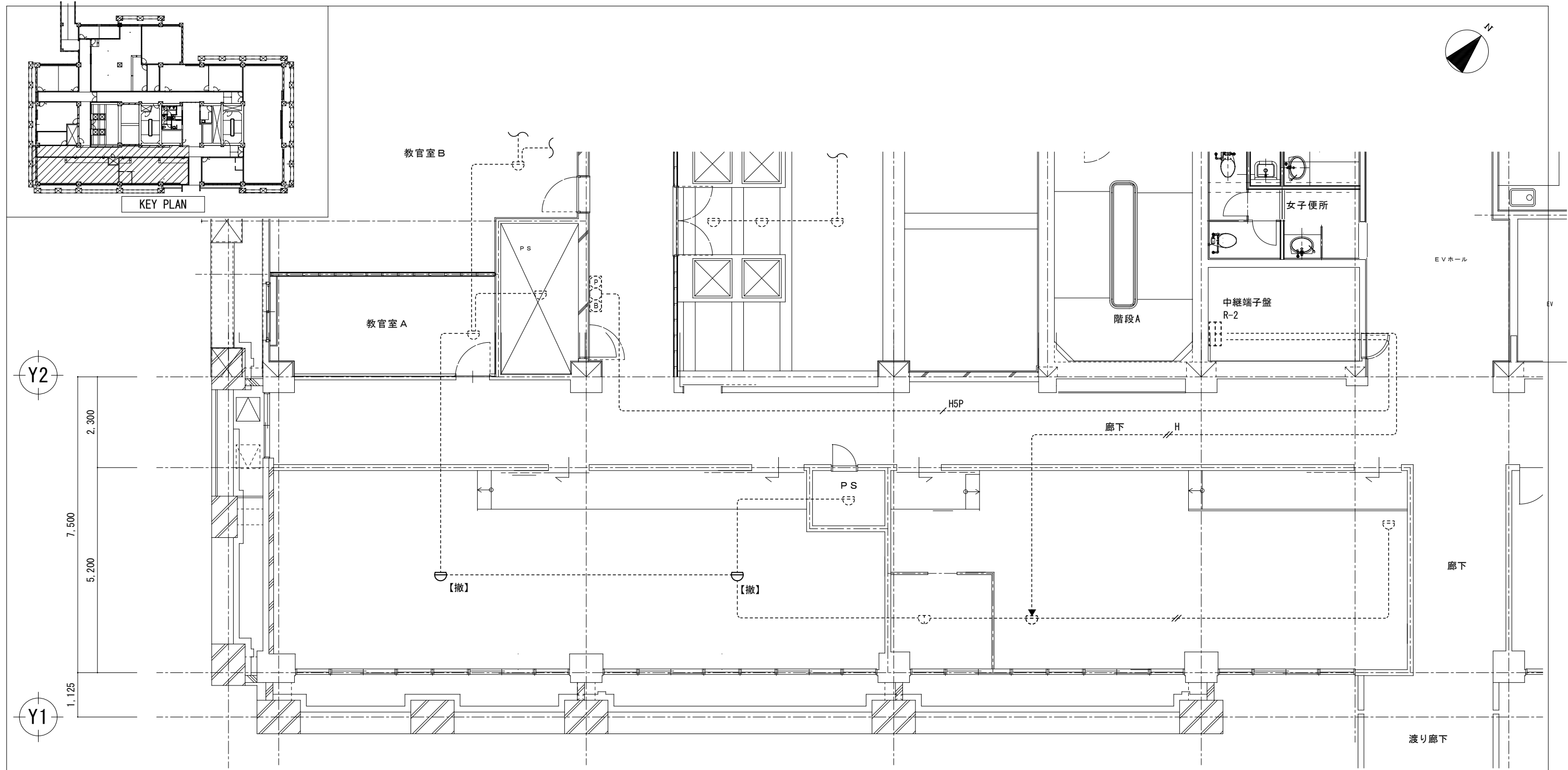
図面番号
E-10



改修後 弱電設備配線図 S=1/100 (A3)

- 1・特記なき配管配線は下記による。
- /— : EM-BTIEE0. 4-2P
 - /— : EM-BTIEE0. 4-2P OAフロア内
 - /— : EM-UTP0. 5-4P Cat6
 - /— : EM-UTP0. 5-4P Cat6 OAフロア内
 - /5C--- : EM-S-5C-FB 既設のまま
 - /--- : EM-UTP0. 5-4P Cat5e 既設配線OAフロア内
 - /--- : EM-BTIEE0. 4-2P 既設配線OAフロア内
 - /--- : EM-BTIEE0. 4-2P OAフロア内
- OAフロア内情報・電話アウトレット位置は打合せの上指定の場所まで配線とする。
- 2・内線6019を移設する事。

凡例		
記号	名称	備考
[]	端子盤	既設
⊙	壁付電話コンセント	既設
Ⓛ	壁付情報コンセント	
⊙	テレビコンセント	既設
⊗	カバープレート	
HUB	HUB	既設
⊙	電話用コンセント	モジュラージャックラック止め
Ⓛ	情報用コンセント	モジュラージャックラック止め
破線 ----- 既設のままを示す。 実線 ----- 今回工事を示す。		



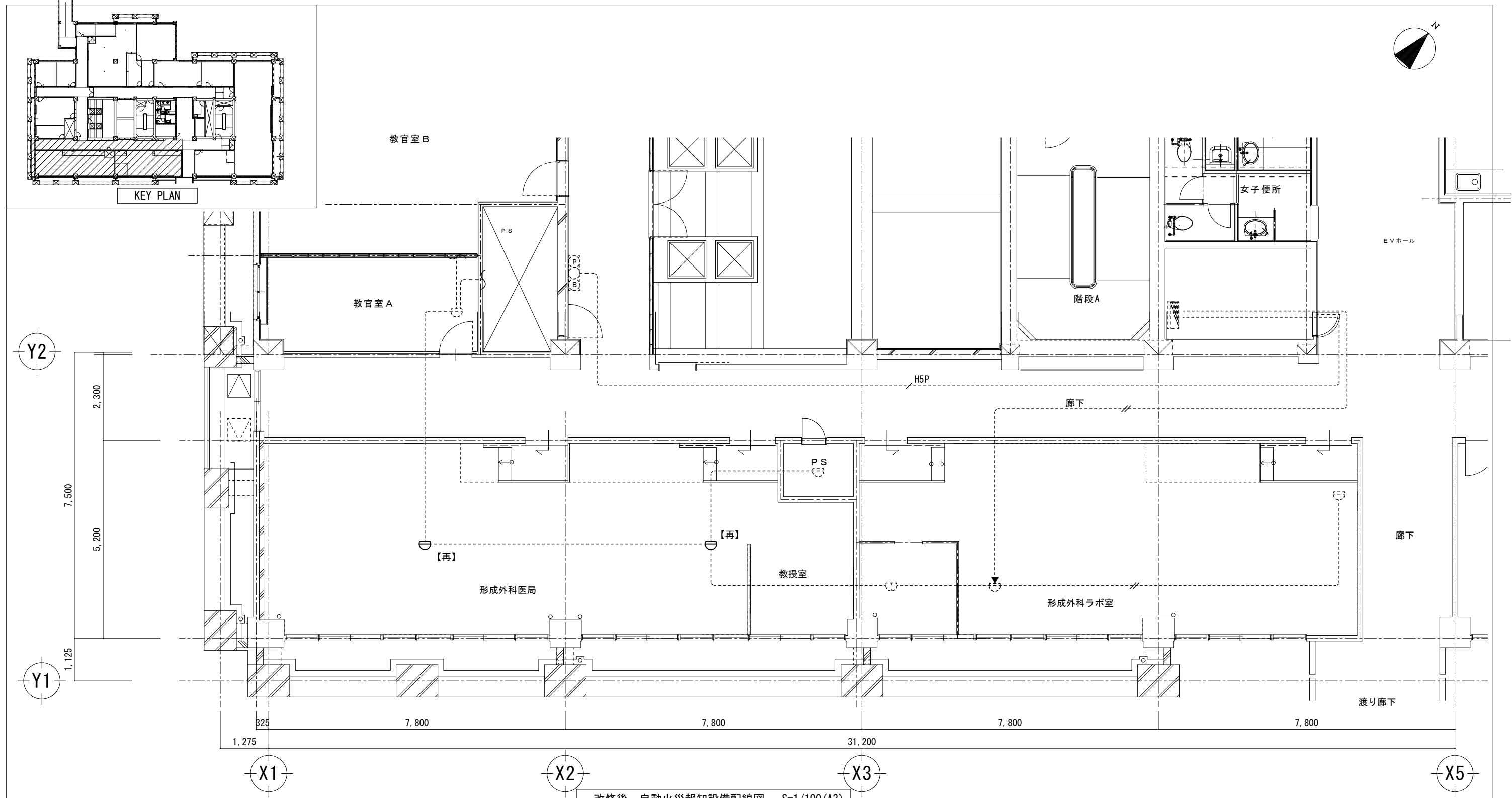
既設 自動火災報知設備配線図 S=1/100 (A3)

1・特記なき配管配線は下記による。

- : EM-AE1. 2-4C 天井内ころがし 既設のまま
- ^H : EM-HP1. 2-2C 天井内ころがし 既設のまま
- ^{H5P} : EM-HP1. 2-5P 天井内ころがし 既設のまま
- 破線 ----- 既設のままを示す。

凡例

記号	名称	備考
[]	中継盤	既設
[P][B]	総合盤	(P)(B) 内臓 既設
[撤]	差動式ｽﾄｯﾄﾞ型感知器 2種	一時撤去
()	差動式ｽﾄｯﾄﾞ型感知器 2種	破線=既設のまま
()	定温式ｽﾄｯﾄﾞ型感知器 1種防水	既設
▼	中継器	感知器取付 既設
破線 -----		既設のままを示す。



改修後 自動火災報知設備配線図 S=1/100 (A3)

1・特記なき配管配線は下記による。

- : EM-AE1.2-4C 天井内ころがし 既設のまま
- H----- : EM-HP1.2-2C 天井内ころがし 既設のまま
- H5P----- : EM-HP1.2-5P 天井内ころがし 既設のまま
- 破線 ----- 既設のままを示す。
- 感知器再取付に伴い照明器具以外の伴い取付位置の調整を行う。
- 感知器1個にEM-AEケーブルφ0.9mm-4C 2m程度見込むこと。

凡例

記号	名称	備考
[]	中継盤	既設
[]	総合盤 (P) (S) 内臓	既設
☐【再】	差動式ｽﾏｰﾄ型感知器 2種	既設品 再取付
☐	差動式ｽﾏｰﾄ型感知器 2種	破線=既設のまま
☐	定温式ｽﾏｰﾄ型感知器 1種防水	既設
▼	中継器	感知器取付 既設
破線 -----	既設のままを示す。 実線 今回工事を示す。	